第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

〔介護保険制度 20 年のあゆみ〕

介護保険制度の開始から約 20 年が経過し、介護保険サービスの利用者、介護保険サービスの提供事業者はともに大幅に増え、介護を必要とする人にとって、介護保険は必要不可欠なものへと普及、浸透してきたといえます。

この間、幾度となく制度改正が図られ、大きなものとしては平成 18 年度に施行された予防重視型システムの確立、地域密着型サービスの創設、地域包括ケア体制の整備（地域包括支援センターの設置）や、平成 27 年度に施行された介護予防・日常生活支援総合事業の実施、認知症初期集中支援チームをはじめとする認知症施策の推進、生活支援コーディネーターの配置、在宅医療・介護連携などがあります。

〔「地域包括ケアシステム」の実現をめざした取り組み〕

これらは、いわゆる団塊の世代が 75 歳を迎える「2025 年」を１つの目標地点として、介護を必要とする状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供されるしくみ、つまり「地域包括ケアシステム」の実現に向けて取り組んできたものです。

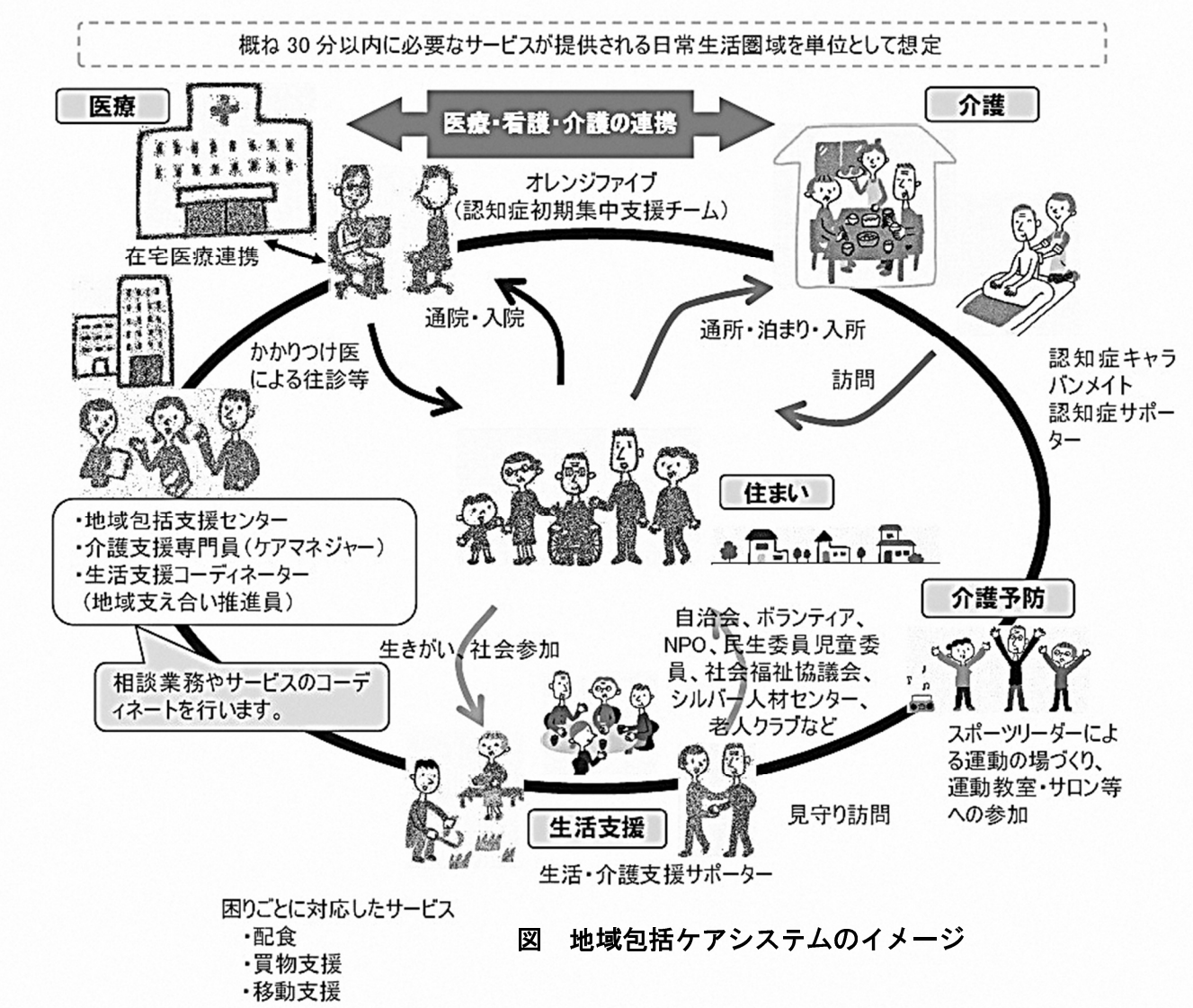

図　地域包括ケアシステムのイメージ

目標地点である 2025 年まであと４年となりますが、その先には、65 歳以上人口が最大となり、介護需要がピークを迎えるとともに、支え手となる現役世代が急減する「2040 年問題」が指摘されています。介護保険の保険者である市町村には、時代の変化とともに「地域包括ケアシステム」をより深化させ、来たるべき 2040 年に備え、「地域で支える」しくみを充実させていくことが求められています。

〔あわせて求められる「地域共生社会」の実現〕

一方、国は、介護保険のみならず、制度の枠組みを越え、また、サービスを「受ける側」「支える側」という関係を越えて、多様な主体の参画のもとで『地域共生社会』を実現することが必要だとして、社会福祉法をはじめとする関係法令を改正し、「地域包括ケアシステム」をさらに発展させることをめざしています。

図　地域共生社会のイメージ（厚生労働省作成）

〔災害、新型感染症などの新たな危機への対応〕

全国各地で自然災害が頻発しており、介護保険施設などでの被害が相次いでいます。災害が起こったときに、要介護者等は避難に時間がかかるおそれがあることから、速やかに避難行動を開始できるよう、予め災害に対する「備え」をしておくことが重要です。

また、令和２年の新型コロナウイルス感染症の流行は、国民の日常生活や経済活動にさまざまな影響を及ぼしています。介護サービスや地域における福祉活動もその例外ではなく、これまで「当たり前」に利用してきたものが利用できないという生活を私たちは初めて経験しています。国が感染拡大を予防するための「新しい生活様式」を示し、国民への協力を呼びかけるなか、今後も、人との接触をできる限り少なくしながら、介護・福祉活動に取り組んでいかなければなりません。

今後も新たな危機が発生するおそれがありますが、そうした際にも、知恵を絞りながら、地域共生社会を実現し、地域包括ケアシステムを持続可能なものとしていく努力が求められます。

〔真の「地域包括ケアシステム」の実現に向けて〕

本町においても、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、介護予防、生活支援、医療・介護連携、認知症施策といった各方面への取り組みを進めるとともに、介護保険サービスの充実に努めています。今後は、それらのより一層の充実を図るとともに、本町に根付く「互助の精神」や「強い絆」といった特長を生かして、お互いに支え合える地域社会をつくっていくことによって、真の「地域包括ケアシステム」を実現することが大切です。

この計画は、2025 年以降に本格化する超高齢社会に向けて、愛荘町ならではの「地域包括ケアシステム」をつくり、『地域共生社会』つまり「できる限り、住み慣れた地域で家族や友人に囲まれて暮らしたい」という思いを実現することをめざし、介護保険事業の円滑な運営と高齢者保健福祉の充実を図るために策定するものです。

2　計画の位置づけと役割

この計画は、老人福祉法第 20 条の８に規定される「高齢者保健福祉計画（法律上は「老人福祉計画」という）」、並びに介護保険法第 117 条に規定される「介護保険事業計画」であり、この２つの計画を一体的に策定するものです。

本町の最上位計画である「愛荘町総合計画」に則すとともに、福祉分野の上位計画に位置づけられる「地域福祉計画」との整合を図るものとします。また、「愛荘町みらい創生戦略」において、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の視点を踏まえた、経済・社会・環境を巡る広範な課題への統合的な取り組みを進めており、本計画も、その視点に基づき取り組みを進めます。さらに、県において策定される「介護保険事業支援計画」および「医療計画」との整合を図るものとします。

高齢者保健福祉計画の役割は、高齢者保健福祉施策の方向および事業内容を定めるものであり、介護保険事業計画の役割は、介護サービスの事業量、保険料および介護サービスの供給量確保の方策を定めるものです。

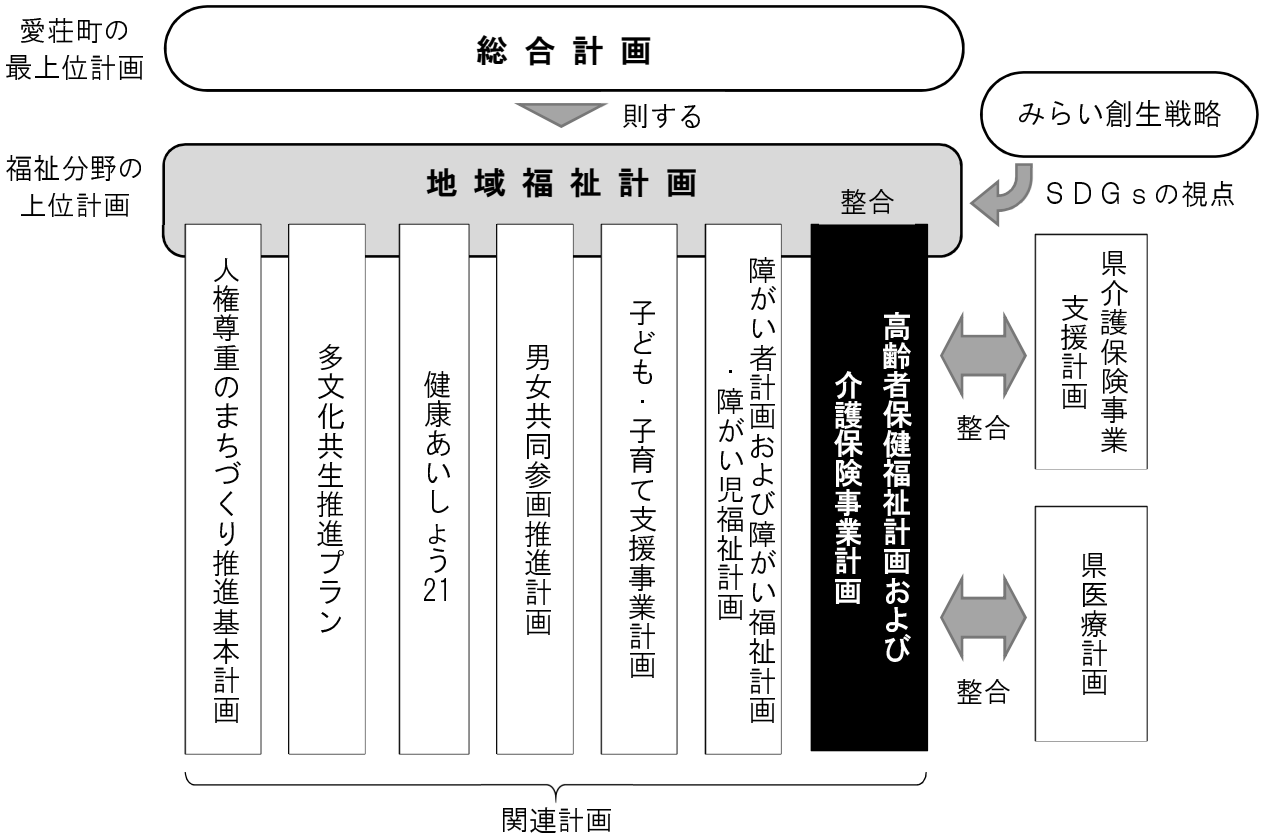

図　計画の位置づけ

持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）とは

持続可能な開発目標－ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals）は平成 27 年に国連において採択された、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるための 17 の目標と 169 のターゲットを定め、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、社会経済や環境をめぐる幅広い分野の課題に対して総合的に取り組む国際社会全体の普遍的な目標です。

3　計画期間

本計画は、第６期、第７期の介護保険事業計画に引き続いて 2025（令和７）年を念頭に置きつつ、令和３年度から令和５年度までの３年間を計画期間とします。さらに、2040（令和 22）年を見据え、長期的な見通しのなかで、必要な方策を打ち出すこととします。

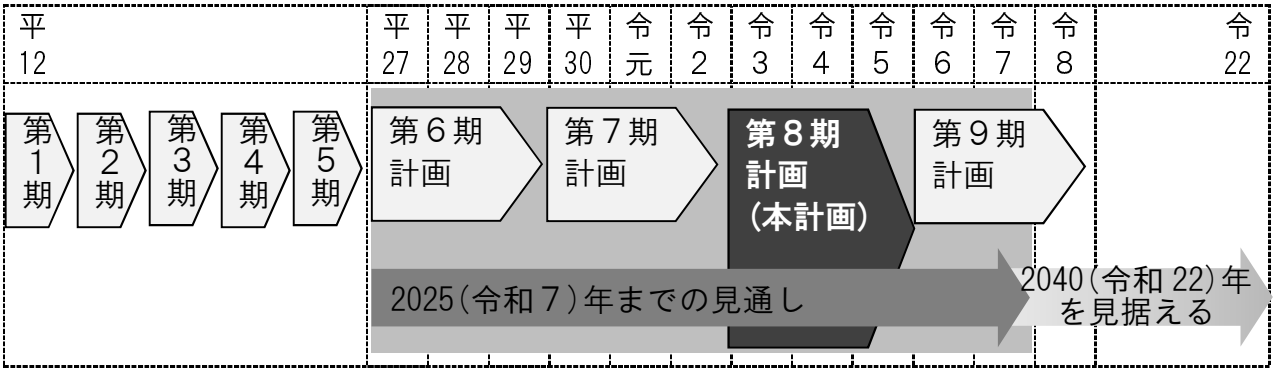

図　計画の期間

なお、令和３年度から令和５年度までを計画期間とする「第８期介護保険事業計画」を「本計画」と呼ぶこととし、前計画である平成 30 年度から令和２年度までの計画を「第７期計画」と呼ぶこととします。